

約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
<p><b>第 8 条 (強制決済)</b> 2</p>	<p>(5) レート又はレートの配信を操作する、若しくは本システムでは通常実行できないような取引を行う等、<u>本システムに対する不当行為により不適正な取引を行ったと弊社が認めた場合。</u></p>	<p>(5) レート又はレートの配信を操作する等弊社システムに対する不当行為により不適正な取引を行ったと弊社が認めた場合。</p>
<p><b>第 20 条 (本口座の停止又は解約)</b> 2</p>	<p>次の各号のいずれかに該当したときは、本口座は解約されることとします。</p> <p>(1) お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座の解約の申し入れをしたとき。</p> <p>(2) お客様が本約款その他本取引に関する規定の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告したとき。</p> <p>(3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</p> <p>(4) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行っている、又は反社会的勢力の一員であると弊社が合理的に判断した場合。</p> <p><u>(5) お客様が弊社が通知した口座番号等を、共同で使用し、又は他人に貸与若しくは譲渡した場合。</u></p> <p><u>(6) お客様が本約款第 5 条に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。</u></p> <p><u>(7) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</u></p>	<p>次の各号のいずれかに該当したときは、本口座は解約されることとします。</p> <p>(1) お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座の解約の申し入れをしたとき。</p> <p>(2) お客様が本約款その他本取引に関する規定の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告したとき。</p> <p>(3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</p> <p>(4) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行っている、又は反社会的勢力の一員であると弊社が合理的に判断した場合。</p> <p><u>(5) お客様が本約款第 5 条に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。</u></p> <p><u>(6) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</u></p>